

県営団地におけるインターネット用光ファイバー通信装置の設置に関する取扱要領

1 接続についての取扱

- (1) 建物内部において、既存配管をそのまま使用するだけで、新たな工作は行わず、共用部分を占用しない個別に導入する場合については、従来どおり、居住者個人からの模様替え申請で取り扱う。
- (2) 上記以外の共有部分に設置する場合は、次の条件を満たす場合について、事業者に承認することができるものとする。
 - ① インターネット用光ファイバーの導入について要望があり、団地自治会の承諾があった場合。
 - ② 共有部分（MDF盤横など）への機器の設置方法、設置場所等については指定管理者の指示の下、通行等の支障とならず、美観を損ねないものとする。
 - ③ MDF盤内に機器を設置する場合は、自治会で所有している鍵について光ファイバー通信装置の設置及び維持管理のため、鍵を使用する旨、自治会から指定管理者に鍵の使用を届け出ること。

2 共有部分に機械を設置する場合の承認申請手続き

(1) 申請書

インターネット用光ファイバー通信装置設置承認申請書（別紙様式1）

(2) 添付書類

① 当該県営住宅自治会の承諾書

② 施工計画図、工程表

（団地全体のもので、インターネット用光ファイバー通信装置を設置しようとする県営住宅を管理する指定管理者の承認を得たもの）

③ MDF盤内に機器を設置する場合は、自治会で管理している鍵について光ファイバー通信装置の設置及び維持管理のための使用について自治会から指定管理者に届け出た使用届

④ その他必要な書類

3 共有部分に機械を設置承認申請する場合の条件

設置承認申請にあたっては、次の条件を具備しなければならない。

- (1) 工事の施工にあたっては、建物躯体その他既存既有施設を傷つけず、その他、当該工事施工により、管理の支障や苦情が生じないようにすること。また、追加工事等を行う場合は、その都度、指定管理者に届け出ること。

- (2) 施設の維持管理及び費用負担については、事業者が設置する箇所（建物外部からMDF盤までの配線、共有部分に設置する装置等）の設備の維持管理は事業者の責任で行い、その費用は事業者または契約者が負担するものとする。
- (3) 県で必要が生じ、指示が出された場合は、事業者は指示に従って事業者の負担で速やかに設備を撤去して原状回復を行うものとする。
- (4) サービスの利用など契約や料金の支払い等に県は関与しないものとし、退去する場合等サービスの利用を取りやめる契約の解除や他の事業者への契約変更等については、事業者の責任において対応するものとする。

4 承認書の交付

住宅営繕事務所長は、提出されたインターネット用光ファイバー通信装置設置承認申請書に住宅管理上支障がないと認める場合には、次の条件を付してインターネット用光ファイバー通信装置設置承認（別紙様式2）を交付するものとする。

- (1) 承認されたもの以外設置しないこと。
- (2) 装置の設置及び維持管理については事業者の責任で行い、費用については、事業者または契約者が負担するものとする。
- (3) 県営住宅管理上の必要に基づいて県から指示があった時は、事業者の負担で現状に回復すること。
- (4) サービスの利用など契約や料金の支払い等に県は関与しないものとし、退去する場合等サービスの利用を取りやめる契約の解除や他の事業者への契約変更等については、事業者の責任において対応するものとする。
- (5) インターネット用光ファイバー通信装置の設置後、新たな工事が必要となった場合は、その都度指定管理者に工事施工届けを提出すること。
- (6) その他必要な事項。

5 その他

- (1) 承認事項及び条件に違反した場合は、承認を取り消すことがある。
- (2) この要領の内容について疑義が生じた場合、事業者は予め住宅営繕事務所長に協議し、その指示を受けるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(様式 1)

インターネット用光ファイバー通信装置設置承認申請書

年　月　日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

申請者

次のとおり、県営住宅にインターネット用光ファイバー通信装置の設置について、承認を申請します。

1 設置する団地名・棟

2 設置予定年月日

3 添付書類

(1) 当該県営住宅自治会の承諾書

(2) 施工計画図、工程表

(設置する団地を管理する指定管理者の承認を得たもの)

(3) その他必要な書類（鍵使用届（写し）等）

(様式 2)

インターネット用光ファイバー通信装置設置承認書

年　　月　　日

殿

神奈川県住宅営繕事務所長

年　　月　　日付けをもって申請のあったインターネット用光ファイバー通信装置の設置については、次のとおり承認します。

1 設置する団地名・棟

2 承認の条件

3 承認の取り消し

(鍵使用届一例一)

M D F 室(盤) 鍵 使用 届

年 月 日

指 定 管 理 者 殿

届出者

(住所)

(自治会名称)

(会長氏名)

県営 団地におけるインターネット用光ファイバー通信装置の設置及び維持管理のため、MDF室(盤)の鍵を使用することを届け出ます。

鍵の使用にあたっては、適正に使用し、厳正な管理に努めます。

1 団地名・棟

2 使用開始年月日

(自治会承諾書－例－)

インターネット用光ファイバー通信装置設置承諾書

年　月　日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

(住所)

(自治会名称)

(会長氏名)

県営 団地におけるインターネット用光ファイバー通信装置の設置について、対象となる住宅居住者の同意がありましたので、承諾します。

1 事業者

所在地

名称

2 設置する団地名・棟

団地名

対象棟

3 設置予定年月日